

Q001

総則・課税客体 > 納税義務・事務所等 | 難易度：基礎

問題：事業税の課税主体として最も適切なものはどれか。

ア：事務所又は事業所等が所在する道府県。

イ：市町村だけ。

ウ：国税庁だけ。

エ：納税者が自由に選ぶ自治体。

答え・解説

正答：ア

ア：事業税は道府県税である。

イ：市町村税ではない。

ウ：国税ではない。

エ：課税地は法令で決まる。

総合解説：個人事業税・法人事業税はいずれも道府県税として課税される。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q002

総則・課税客体 > 納税義務・事務所等 | 難易度：基礎

問題：個人事業税の納税義務者として原則最も適切なものはどれか。

ア：給与所得だけを得る会社員全員。

イ：道府県内に事務所・事業所を設け、地方税法上の法定業種を営む個人。

ウ：事業を行わない土地所有者全員。

エ：法定業種に該当しない事業者も所得額に関係なく全員。

答え・解説

正答：イ

ア：給与所得だけでは対象とならない。

イ：個人事業税は法定業種を営む個人が対象となる。

ウ：事業を営むことが前提である。

エ：法定業種への該当判定が必要である。

総合解説：事務所等の所在と事業種類を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q003

総則・課税客体 > 納税義務・事務所等 | 難易度：基礎

問題：法人事業税の納税義務について最も適切な説明はどれか。

ア：法人税を納める法人は事務所所在地に関係なく東京都だけに事業税を納める。

イ：法人は事業税の対象にならない。

ウ：道府県内に事務所・事業所を設けて事業を行う法人は、原則として当該道府県の法人事業税の納税義務を負う。

エ：法人事業税は市町村だけが課税する。

答え・解説

正答：ウ

ア：本店所在地だけに限定されない。

イ：法人も対象である。

ウ：法人事業税は法人の事業活動と道府県との結び付きに基づく。

エ：道府県税である。

総合解説：複数道府県に事務所等がある場合は分割基準が問題となる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q004

総則・課税客体 > 納税義務・事務所等 | 難易度：標準

問題：事業税における事務所・事業所の考え方として最も適切なものはどれか。

ア：登記上の本店でなければ絶対に事務所ではない。

イ：一度だけ会議をした場所は必ず事務所となる。

ウ：顧客の住所はすべて納税者の事務所となる。

エ：事業の必要から設けられた人的・物的設備があり、継続して事業が行われる場所かを実質的に判断する。

答え・解説

正答：エ

ア：登記だけで決めない。

イ：一時的利用だけでは通常足りない。

ウ：顧客所在地とは別である。

エ：事務所等は継続的な事業活動の実体を重視する。

総合解説：課税地・分割基準の前提として事務所等の有無を判定する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q005

総則・課税客体 > 納税義務・事務所等 | 難易度：標準

問題：法人がA県とB県の双方に事務所を有して製造業を行う場合、法人事業税について原則最も適切なものはどれか。

ア：所定の分割基準により課税標準をA県・B県へ分割し、それぞれに申告納付する。

イ：本店所在地の県だけに全額納付する。

ウ：A県とB県に課税標準全額を二重に申告する。

エ：複数県で事業を行う法人は非課税となる。

答え・解説

正答：ア

ア：分割法人は事業区分に応じた分割基準を用いる。

イ：本店だけではない。

ウ：二重に全額課税しない。

エ：非課税ではない。

総合解説：令和8年度公式出題ポイントでも複数道府県の分割が重視された。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q006

総則・課税客体 > 納税義務・事務所等 | 難易度：標準

問題：個人が2以上の道府県で法定業種を営む場合、個人事業税の所得の総額を道府県ごとにあん分する基本的な基準はどれか。

ア：売上高だけ。

イ：事務所又は事業所の従業者数。

ウ：本人の住所だけ。

エ：各県の人口だけ。

答え・解説

正答：イ

ア：基本基準ではない。

イ：個人事業税では従業者数により課税標準を按分する。

ウ：住所だけではない。

エ：人口は無関係である。

総合解説：法人の業種別分割基準とは異なる場合がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q007

総則・課税客体 > 納税義務・事務所等 | 難易度：標準

問題：個人が年の途中で事業所を廃止した場合の個人事業税について最も適切な説明はどれか。

ア：廃止すればその年の事業税は必ず全額免除。

イ：事業主控除290万円を必ず2倍する。

ウ：廃止までの事業期間に係る所得等を基礎に課税され得て、事業主控除も原則月割となる。

エ：廃止後の給与所得だけを課税標準とする。

答え・解説

正答：ウ

ア：廃止で課税関係は消えない。

イ：控除は増額しない。

ウ：事業期間が1年未満なら事業主控除は月割となる。

エ：事業所得等を基礎とする。

総合解説：年度途中開廃業では月数計算が重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q008

総則・課税客体 > 納税義務・事務所等 | 難易度：標準

問題：個人事業税と所得税の関係として最も適切なものはどれか。

ア：所得税を払えば個人事業税は常に免除。

イ：個人事業税は所得税の附加税で国が課税する。

ウ：所得税と全く同一の控除を必ず適用する。

エ：個人事業税は所得税とは別の地方税であり、所得計算の多くは所得税の計算を基礎にしつつ独自調整がある。

答え・解説

正答：エ

ア：別税である。

イ：地方税である。

ウ：青色申告特別控除など差異がある。

エ：個人事業税は独立した道府県税である。

総合解説：共通計算と独自調整を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q009

総則・課税客体 > 納税義務・事務所等 | 難易度：標準

問題：国内の道府県に事務所を有する法人が国外でも事業を行う場合の法人事業税として最も適切な考え方はどれか。

ア：国外事業を行う場合には、地方税法上の課税標準算定や分割・国外事業調整の規定を確認する必要がある。

イ：国外事業が一つでもあれば国内法人事業税は必ず0。

ウ：国外所得は無条件に国内各県へ全額二重課税する。

エ：国外事業の有無は課税標準に一切影響しない。

答え・解説

正答：ア

ア：国外事業を行う法人には課税標準算定上の調整がある。

イ：一律非課税ではない。

ウ：二重課税を意図しない。

エ：令和8年度出題ポイントでも国外事業を含む算定が論点となった。

総合解説：事業地が国内外にまたがる場合は特則を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q010

総則・課税客体 > 納税義務・事務所等 | 難易度：応用

問題：事業税の納税義務を判定する基本的な順序として最も適切なものはどれか。

ア：所得金額だけを見て課税主体を決める。

イ：個人か法人かを確認し、事務所等の所在、営む事業の種類、課税方式、複数道府県の場合の分割を確認する。

ウ：事務所所在地を確認せず税率だけ選ぶ。

エ：個人と法人を区別せず同一算式だけを使う。

答え・解説

正答：イ

ア：所得だけでは決まらない。

イ：事業税は納税者属性・事業種類・所在地で制度が分岐する。

ウ：課税地確認が必要である。

エ：個人と法人で制度が異なる。

総合解説：事実認定から課税方式まで順に整理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q011

総則・課税客体 > 課税対象事業 | 難易度：基礎

問題：個人事業税の課税対象となる法定業種の総数として正しいものはどれか。

ア：40業種。

イ：50業種。

ウ：70業種。

エ：100業種。

答え・解説

正答：ウ

ア：合計と異なる。

イ：合計と異なる。

ウ：第一種37、第二種3、第三種30の合計70業種である。

エ：合計と異なる。

総合解説：個人事業税は限定列举された法定業種が課税客体となる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q012

総則・課税客体 > 課税対象事業 | 難易度：基礎

問題：個人事業税の第一種事業について正しいものはどれか。

ア：畜産業・水産業・薪炭製造業の3業種だけ。

イ：医業・税理士業だけ。

ウ：農業・林業だけ。

エ：物品販売業、製造業、運送業、請負業、飲食店業など37業種で、原則税率5%。

答え・解説

正答：エ

ア：第二種事業である。

イ：第三種事業の例である。

ウ：法定業種としての課税対象外となるものがある。

エ：第一種事業は37業種で税率5%である。

総合解説：代表業種を分類できるようにする。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q013

総則・課税客体 > 課税対象事業 | 難易度：基礎

問題：個人事業税の第二種事業に含まれる組合せとして正しいものはどれか。

- ア：畜産業、水産業、薪炭製造業。
- イ：物品販売業、製造業、運送業。
- ウ：医業、歯科医業、税理士業。
- エ：農業、林業、漁業。

答え・解説

正答：ア

ア：第二種事業は畜産業・水産業・薪炭製造業の3業種である。
イ：第一種である。
ウ：第三種である。
エ：農業・林業は法定業種外である。
総合解説：第二種事業は3業種・税率4%で覚える。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q014

総則・課税客体 > 課税対象事業 | 難易度：基礎

問題：個人事業税の第三種事業に該当するものとして最も適切なものはどれか。

- ア：物品販売業。
- イ：税理士業。
- ウ：水産業。
- エ：林業。

答え・解説

正答：イ

ア：第一種事業である。
イ：税理士業は第三種事業である。
ウ：第二種事業である。
エ：課税対象外の例である。
総合解説：医業・士業・理美容業などが第三種に多い。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q015

総則・課税客体 > 課税対象事業 | 難易度：標準

問題：個人の不動産貸付について個人事業税の課税対象となるかを判断する際、最も適切なものはどれか。

ア：不動産所得が1円でもあれば必ず不動産貸付業。

イ：建物を1室貸せば全国一律で必ず課税。

ウ：貸付規模・契約件数等により、地方税法・条例上の認定基準に照らして事業性を判定する。

エ：賃貸収入額だけで法定業種該当性を決める。

答え・解説

正答：ウ

ア：所得額だけではない。

イ：一室だけで必ず課税とは限らない。

ウ：不動産貸付業は貸付件数等で事業性の判定が異なる。

エ：規模等も確認する。

総合解説：令和8年度公式出題ポイントでも不動産貸付の事業性が明示された。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q016

総則・課税客体 > 課税対象事業 | 難易度：標準

問題：個人が一般的な農業のみを営んで得た所得について、個人事業税として原則最も適切なものはどれか。

ア：第一種事業として5%課税。

イ：第二種事業として4%課税。

ウ：第三種事業として3%課税。

エ：法定業種に含まれないため、個人事業税の課税対象とならない。

答え・解説

正答：エ

ア：第一種ではない。

イ：畜産業等とは区別する。

ウ：第三種ではない。

エ：農業は個人事業税の法定70業種に含まれない。

総合解説：農業と畜産業を混同しない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q017

総則・課税客体 > 課税対象事業 | 難易度：基礎

問題：個人が林業のみを営む場合の個人事業税について原則正しいものはどれか。

ア：林業は法定業種に含まれず課税対象外。

イ：第一種事業5%。

ウ：第二種事業4%。

エ：第三種事業5%。

答え・解説

正答：ア

ア：林業は個人事業税の課税対象外の例である。

イ：第一種ではない。

ウ：第二種ではない。

エ：第三種ではない。

総合解説：令和8年度出題ポイントでも農業・林業等は課税対象外とされた。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q018

総則・課税客体 > 課税対象事業 | 難易度：基礎

問題：個人が医業を営む場合の個人事業税の分類・税率として正しいものはどれか。

ア：第一種事業・5%。

イ：第三種事業・5%。

ウ：第二種事業・4%。

エ：第三種事業・3%。

答え・解説

正答：イ

ア：分類が異なる。

イ：医業は第三種事業で通常5%である。

ウ：分類・税率とも異なる。

エ：3%はあん摩等医業類似事業等である。

総合解説：第三種の中でも3%適用事業と区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q019

総則・課税客体 > 課税対象事業 | 難易度：標準

問題：個人があん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業を営む場合の個人事業税率として正しいものはどれか。

- ア：4%。
イ：5%。
ウ：3%。
エ：10%。

答え・解説

正答：ウ

ア：第二種事業率である。
イ：第三種の多くに適用される率だが例外である。
ウ：第三種事業のうち一定の医業類似事業は3%である。
エ：そのような率ではない。
総合解説：第三種事業の例外税率を押さえる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q020

総則・課税客体 > 課税対象事業 | 難易度：応用

問題：装蹄師業に係る個人事業税率として正しいものはどれか。

- ア：4%。
イ：5%。
ウ：7%。
エ：3%。

答え・解説

正答：エ

ア：第二種率ではない。
イ：一般第三種率ではない。
ウ：法人所得割と混同しない。
エ：装蹄師業は第三種事業のうち3%適用である。
総合解説：医業類似事業と装蹄師業が3%の代表例である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q021

総則・課税客体 > 課税対象事業 | 難易度：基礎

問題：法人事業税について最も適切な説明はどれか。

ア：一般の所得等課税事業と、電気供給業・ガス供給業・保険業等の収入金額課税事業では課税標準・税率体系が異なる。

イ：すべての法人事業を所得割だけで課税する。

ウ：すべての法人事業を収入割だけで課税する。

エ：法人の事業種類は課税方式に影響しない。

答え・解説

正答：ア

ア：特定事業には収入金額を課税標準とする収入割等がある。

イ：例外事業がある。

ウ：一般事業は所得課税が中心である。

エ：事業種類が重要である。

総合解説：法人事業税は事業の種類で課税方式が分岐する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q022

総則・課税客体 > 課税対象事業 | 難易度：応用

問題：個人事業税の課税客体判定で最も適切な手順はどれか。

ア：確定申告書の所得額だけで法定業種を決める。

イ：実際の事業内容を把握し、法定70業種のどれに該当するか、事業性の要件がある業種では規模等も確認し、税率区分を決める。

ウ：事業名称だけで実態を見ずに判断する。

エ：農業・林業も所得があれば必ず第一種とする。

答え・解説

正答：イ

ア：所得額だけでは客体判定できない。

イ：限定列挙された課税客体を事業実態に即して判定する。

ウ：名称より実態が重要である。

エ：農業・林業は課税対象外の例である。

総合解説：客体判定→所得計算→税率という順で解く。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q023

総則・課税客体 > 非課税・減免 | 難易度：基礎

問題：個人が法定70業種のいずれにも該当しない事業だけを営む場合、個人事業税として原則正しいものはどれか。

ア：必ず5%課税。

イ：必ず4%課税。

ウ：課税対象外となる。

エ：必ず均等割だけ課税。

答え・解説

正答：ウ

ア：法定業種外には適用しない。

イ：同様である。

ウ：個人事業税の課税客体は法定業種に限定される。

エ：個人事業税に一般的な均等割はない。

総合解説：所得が大きくても法定業種外なら課税客体にならない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q024

総則・課税客体 > 非課税・減免 | 難易度：標準

問題：年間を通じて法定業種を営む個人で、個人事業税の各種調整後所得が2,800,000円である。他に控除調整はない。個人事業税について最も適切なものはどれか。

ア：2,800,000円全額に5%課税する。

イ：事業主控除は所得税だけの制度なので考慮しない。

ウ：必ず均等割を課す。

エ：事業主控除2,900,000円以下のため、課税標準は生じない。

答え・解説

正答：エ

ア：控除後課税標準は0となる。

イ：個人事業税独自の控除である。

ウ：均等割制度ではない。

エ：年間の事業主控除額は290万円である。

総合解説：法定業種でも所得が事業主控除以下なら税額が生じない場合がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q025

総則・課税客体 > 非課税・減免 | 難易度：基礎

問題：東京都の個人事業税で減免対象となり得る事情として最も適切なものはどれか。

ア：災害等により損害を受けたとき。

イ：売上が前年より少し増えたとき。

ウ：海外旅行をしたとき。

エ：納税者が希望したときは理由不要。

答え・解説

正答：ア

ア：災害による損害は減免対象となり得る。

イ：減免事由ではない。

ウ：無関係である。

エ：法定・条例上の要件が必要である。

総合解説：減免には納期限までの申請等が必要となる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q026

総則・課税客体 > 非課税・減免 | 難易度：標準

問題：東京都の個人事業税で減免対象となり得るものとして正しいものはどれか。

ア：法人税を納付していること。

イ：生活保護法による生活扶助を受けていること。

ウ：青色申告をしていることだけ。

エ：従業員を一人雇ったこと。

答え・解説

正答：イ

ア：法人税は無関係である。

イ：生活扶助を受ける者には減免制度がある。

ウ：青色申告だけでは減免事由ではない。

エ：雇用だけでは減免事由ではない。

総合解説：非課税と減免を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q027

総則・課税客体 > 非課税・減免 | 難易度：標準

問題：東京都の個人事業税について、高額な医療費の支出があった場合の取扱いとして最も適切な説明はどれか。

ア：必ず全額免税となる。

イ：個人事業税では一切考慮されない。

ウ：所定要件を満たせば減免を受けられる場合がある。

エ：法人事業税の収入割へ自動振替される。

答え・解説

正答：ウ

ア：必ず全額ではない。

イ：減免制度がある。

ウ：高額医療費は減免対象事由の一つとされている。

エ：無関係な制度である。

総合解説：所得税の医療費控除と事業税の減免は別制度である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q028

総則・課税客体 > 非課税・減免 | 難易度：応用

問題：東京都の個人事業税で、納税者又は扶養親族等が障害者である場合について最も適切な説明はどれか。

ア：障害の有無は絶対に考慮されない。

イ：必ず税率が10%になる。

ウ：法人税割へ変更される。

エ：所定の要件を満たせば減免対象となり得る。

答え・解説

正答：エ

ア：減免対象になり得る。

イ：増税規定ではない。

ウ：法人税割とは別である。

エ：障害者に係る減免制度がある。

総合解説：自治体条例上の減免要件を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q029

総則・課税客体 > 非課税・減免 | 難易度：標準

問題：東京都の個人事業税で減免を受けようとする場合の申請期限として原則最も適切なものはどれか。

- ア：納期限まで。
- イ：納期限から10年後まで。
- ウ：申請不要で必ず自動適用。
- エ：事業開始前だけ。

答え・解説

正答：ア

ア：減免申請は原則納期限までに行う。
イ：長すぎる。
ウ：自動適用ではない。
エ：開始前限定ではない。
総合解説：減免は要件だけでなく申請手続も確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q030

総則・課税客体 > 非課税・減免 | 難易度：応用

問題：個人事業税の「課税対象外」と「減免」の違いとして最も適切なものはどれか。
ア：両者は完全に同じ。
イ：法定業種外などはそもそも課税客体に該当しないのに対し、減免は課税関係が成立した後に災害等の所定事情により税額を軽減・免除する制度である。
ウ：減免は法定業種を増やす制度。
エ：課税対象外でも必ず納税通知後に減免申請が必要。

答え・解説

正答：イ

ア：制度が異なる。
イ：客体不存在と成立後の税負担軽減は異なる。
ウ：逆である。
エ：課税対象外ならそもそも課税しない。
総合解説：課税客体判定→控除→減免の順で整理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q031 個人事業税 > 法定業種・事業所得 | 難易度：基礎

問題：個人事業税の課税標準計算の基礎となる所得について最も適切なものはどれか。
ア：当年の給与所得だけ。
イ：翌年の見込売上だけ。
ウ：前年1月1日から12月31日までの事業から生じた事業所得・不動産所得を基礎とする。
エ：過去10年の平均所得だけ。

答え・解説 正答：ウ

ア：給与所得だけではない。
イ：見込額ではない。
ウ：前年の事業所得・不動産所得が基本となる。
エ：10年平均ではない。
総合解説：所得税計算を基礎に個人事業税独自調整を行う。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q032 個人事業税 > 法定業種・事業所得 | 難易度：標準

問題：所得税で青色申告特別控除65万円を適用している個人の個人事業税所得計算として正しいものはどれか。
ア：65万円をもう一度控除する。
イ：青色申告者は個人事業税が全額免税。
ウ：青色控除は事業主控除290万円に含まれる。
エ：青色申告特別控除は個人事業税では適用しないため、所得税の事業所得等に控除額を加算して調整する。

答え・解説 正答：エ

ア：二重控除となる。
イ：免税制度ではない。
ウ：別の控除である。
エ：個人事業税では青色申告特別控除を適用しない。
総合解説：所得税所得から個人事業税所得へ組み替える重要論点である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q033

個人事業税 > 法定業種・事業所得 | 難易度：基礎

問題：所得税上の事業所得が3,000,000円で、その計算上青色申告特別控除650,000円を適用済みである。事業専従者等の他の調整はない。個人事業税の事業主控除前所得はいくらか。

ア：3,650,000円。

イ：2,350,000円。

ウ：3,000,000円。

エ：4,300,000円。

答え・解説

正答：ア

ア：3,000,000円 + 650,000円 = 3,650,000円。

イ：控除をもう一度差し引いている。

ウ：足戻しをしていない。

エ：二重加算している。

総合解説：青色申告特別控除は個人事業税では不適用である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q034

個人事業税 > 法定業種・事業所得 | 難易度：基礎

問題：個人事業税の青色事業専従者給与額について原則最も適切なものはどれか。

ア：個人事業税では一切控除できない。

イ：所得税で認められる青色事業専従者給与額と原則同様に必要経費相当として控除する。

ウ：一律86万円だけ。

エ：一律50万円だけ。

答え・解説

正答：イ

ア：控除制度がある。

イ：青色事業専従者給与は原則所得税と同額を控除する。

ウ：白色の配偶者専従者控除と混同している。

エ：白色のその他専従者控除と混同している。

総合解説：青色と白色で事業専従者の扱いが異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q035

個人事業税 > 法定業種・事業所得 | 難易度：基礎

問題：白色申告者の事業専従者が配偶者である場合、個人事業税の事業専従者控除額の上限として示される額はどれか。

- ア：50万円。
- イ：65万円。
- ウ：86万円。
- エ：290万円。

答え・解説

正答：ウ

ア：その他親族の上限である。
イ：青色申告特別控除と混同している。
ウ：配偶者である白色事業専従者は86万円と一定算式による額の低い方を控除する。
エ：事業主控除である。
総合解説：白色専従者控除は配偶者とその他親族で上限が違う。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q036

個人事業税 > 法定業種・事業所得 | 難易度：標準

問題：白色申告者について、配偶者以外の親族が事業専従者である場合に用いる個人事業税の定額上限はいくらか。

- ア：86万円。
- イ：40万円。
- ウ：80万円。
- エ：50万円。

答え・解説

正答：エ

ア：配偶者上限である。
イ：青色申告特別控除額と混同している。
ウ：事業主控除である。
エ：配偶者以外の白色事業専従者は50万円と一定算式による額の低い方である。
総合解説：専従者の属性を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q037

個人事業税 > 法定業種・事業所得 | 難易度：標準

問題：白色申告者の事業専従者控除について最も適切な説明はどれか。

ア：配偶者86万円・その他親族50万円という区分額と、専従者控除前所得÷（専従者数＋1）のうち低い金額を各専従者について控除する。

イ：区分額を必ず全額控除する。

ウ：所得の額に関係なく一人290万円控除する。

エ：専従者数が多いほど一人当たり上限が必ず増える。

答え・解説

正答：ア

ア：白色専従者控除は定額上限と所得按分額の低い方である。

イ：所得按分限度を無視している。

ウ：事業主控除と混同している。

エ：分母が増えるため逆である。

総合解説：算式問題では専従者数＋1を忘れない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q038

個人事業税 > 法定業種・事業所得 | 難易度：標準

問題：白色申告者の専従者控除前所得が1,500,000円で、配偶者1人だけが事業専従者である。個人事業税の専従者控除額はいくらか。

ア：860,000円。

イ：750,000円。

ウ：500,000円。

エ：1,500,000円。

答え・解説

正答：イ

ア：86万円より所得按分額が低い。

イ：1,500,000円÷（1＋1）＝750,000円で、配偶者上限86万円より低いため75万円。

ウ：その他親族の上限と混同している。

エ：全額控除ではない。

総合解説：上限額と所得按分額を比較する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q039 個人事業税 > 法定業種・事業所得 | 難易度 : 標準

問題 : 個人が税率5%の第一種事業と税率4%の第二種事業を併営している場合、税額計算として最も適切な考え方はどれか。

ア : すべて高い5%で無条件に課税する。

イ : すべて低い4%で無条件に課税する。

ウ : 各事業に帰属する所得等を合理的に区分し、それぞれの税率区分に応じて計算する。

エ : 複数業種を営むと事業税は非課税。

答え・解説 正答 : ウ

ア : 一律高率ではない。

イ : 一律低率ではない。

ウ : 異なる税率の事業を併営する場合は区分計算が必要となる。

エ : 非課税ではない。

総合解説 : 業種別所得の帰属を整理する。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q040 個人事業税 > 法定業種・事業所得 | 難易度 : 応用

問題 : 個人が事業的規模に該当する不動産貸付業を営む場合の個人事業税所得として最も適切なものはどれか。

ア : 家賃収入全額を必要経費控除なしで課税する。

イ : 不動産所得は個人事業税では必ず非課税。

ウ : 給与所得として計算する。

エ : 所得税の不動産所得を基礎に、青色申告特別控除等の個人事業税独自調整を行う。

答え・解説 正答 : エ

ア : 収入と所得を区別する。

イ : 事業性があれば課税対象となる。

ウ : 給与所得ではない。

エ : 不動産所得の計算を基礎に個人事業税の調整を加える。

総合解説 : 課税客体判定と所得計算を分けて考える。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q041 個人事業税 > 法定業種・事業所得 | 難易度 : 標準

問題 : 所得税上の事業所得4,000,000円(青色申告特別控除650,000円適用後)、個人事業税で認める専従者給与の追加控除100,000円がある。他の調整はない。事業主控除前の個人事業税所得はいくらか。

- ア : 4,550,000円。
- イ : 3,250,000円。
- ウ : 4,000,000円。
- エ : 4,750,000円。

答え・解説 正答 : ア

ア : $4,000,000円 + 650,000円 - 100,000円 = 4,550,000円$ 。
イ : 青色控除を再控除している。
ウ : 調整をしていない。
エ : 専従者控除の符号が逆である。
総合解説 : 所得税所得から個人事業税独自項目を足し引きする。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q042 個人事業税 > 法定業種・事業所得 | 難易度 : 応用

問題 : 個人事業税の課税標準を求める基本的な順序として最も適切なものはどれか。

- ア : 収入金額に直接税率を掛ける。
- イ : 事業所得・不動産所得を基礎に、専従者給与・青色申告特別控除・損失繰越等を調整し、最後に事業主控除を差し引く。
- ウ : 事業主控除を差し引いた後に青色申告特別控除をさらに差し引く。
- エ : 給与所得だけを課税標準にする。

答え・解説 正答 : イ

ア : 所得ベースである。
イ : 個人事業税には独自の所得調整と事業主控除がある。
ウ : 青色申告特別控除は不適用で足し戻す。
エ : 対象所得が異なる。
総合解説 : 公式出題ポイントでも所得税計算例によらない事項の処理が重視された。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q043

個人事業税 > 事業主控除・損失 | 難易度：基礎

問題：個人事業税の事業主控除額は、年間を通じて事業を行った場合いくらか。

ア：65万円。

イ：110万円。

ウ：290万円。

エ：300万円。

答え・解説

正答：ウ

ア：青色申告特別控除と混同している。

イ：別の所得控除等と混同している。

ウ：年間の事業主控除は290万円である。

エ：290万円が正しい。

総合解説：所得税にはない個人事業税独自の代表的控除である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q044

個人事業税 > 事業主控除・損失 | 難易度：標準

問題：事業を行った期間が6か月である場合の個人事業税の事業主控除額として大阪府の月割表で正しいものはどれか。

ア：1,209,000円。

イ：1,692,000円。

ウ：2,900,000円。

エ：1,450,000円。

答え・解説

正答：エ

ア：5か月分である。

イ：7か月分である。

ウ：12か月分である。

エ：6か月の月割事業主控除は145万円である。

総合解説：1年未満は月割表を用いる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q045

個人事業税 > 事業主控除・損失 | 難易度：基礎

問題：個人事業税の事業主控除を月割する際、事業期間の月数計算で1か月に満たない端数がある場合の取扱いとして正しいものはどれか。

ア：1か月として数える。

イ：切り捨てる。

ウ：0.5か月として数える。

エ：必ず12か月にする。

答え・解説

正答：ア

ア：月数の1か月未満の端数は1か月とする。

イ：切捨てではない。

ウ：日割りではない。

エ：実際の期間に応じる。

総合解説：開廃業日の月数計算で重要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q046

個人事業税 > 事業主控除・損失 | 難易度：標準

問題：事業を行った期間が9か月の場合、大阪府の月割表による事業主控除額はいくらか。

ア：1,934,000円。

イ：2,175,000円。

ウ：2,417,000円。

エ：2,900,000円。

答え・解説

正答：イ

ア：8か月分である。

イ：9か月分は2,175,000円である。

ウ：10か月分である。

エ：12か月分である。

総合解説：月割表は公式額を用いる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q047 個人事業税 > 事業主控除・損失 | 難易度：標準

問題：個人事業税で、青色申告者の事業の損失について法定要件を満たす場合の繰越期間として正しいものはどれか。

- ア：1年間。
- イ：5年間。
- ウ：3年間。
- エ：10年間。

答え・解説 正答：ウ

ア：短すぎる。
イ：5年ではない。
ウ：期限内青色申告等の要件を満たす損失は3年間控除できる。
エ：10年ではない。
総合解説：損失発生年からの連続申告等の要件も確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q048 個人事業税 > 事業主控除・損失 | 難易度：応用

問題：災害により事業用資産に損失が生じた場合、個人事業税で法定要件を満たすときの繰越控除として最も適切なものはどれか。

- ア：繰越は一切認められない。
- イ：永久に繰り越せる。
- ウ：事業主控除が廃止される。
- エ：3年間の繰越控除が認められる場合がある。

答え・解説 正答：エ

ア：制度がある。
イ：期間制限がある。
ウ：無関係である。
エ：被災事業用資産の損失にも3年繰越制度がある。
総合解説：通常損失と被災損失を区別しつつ要件を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q049

個人事業税 > 事業主控除・損失 | 難易度：標準

問題：事業用資産を事業の用に供しなくなった日の翌日から1年以内に譲渡し損失が生じた場合の個人事業税について最も適切な説明はどれか。

ア：期限内申告等の要件を満たせば当該損失を控除でき、青色申告者は控除しきれない額を3年間繰り越せる場合がある。

イ：事業用資産の譲渡損失は一切控除できない。

ウ：白色・青色を問わず永久に繰越可能。

エ：損失額だけ事業主控除を増額する。

答え・解説

正答：ア

ア：事業用資産譲渡損失には控除・繰越制度がある。

イ：制度がある。

ウ：期間制限がある。

エ：事業主控除とは別である。

総合解説：譲渡時期と申告要件を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q050

個人事業税 > 事業主控除・損失 | 難易度：応用

問題：年間を通じて事業を営み、個人事業税の各種調整後所得が4,200,000円、繰越控除額300,000円である。事業主控除前の他調整はない。課税標準はいくらか。

ア：1,300,000円。

イ：1,000,000円。

ウ：3,900,000円。

エ：4,200,000円。

答え・解説

正答：イ

ア：繰越控除を落としている。

イ： $4,200,000円 - 300,000円 - 2,900,000円 = 1,000,000円$ 。

ウ：事業主控除を落としている。

エ：両控除を落としている。

総合解説：損失繰越控除後に事業主控除を差し引く。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q051 個人事業税 > 事業主控除・損失 | 難易度：基礎

問題：個人事業税の各種調整後所得が2,000,000円で、年間事業主控除額が2,900,000円の場合の課税標準として最も適切なものはどれか。

ア：マイナス900,000円を翌年へ必ず繰り越す。

イ：2,000,000円。

ウ：0円。

エ：900,000円。

答え・解説 正答：ウ

ア：事業主控除による負数の繰越ではない。

イ：控除を適用していない。

ウ：事業主控除は所得を限度に適用し、課税標準を負数にはしない。

エ：差額の符号が逆である。

総合解説：事業主控除自体が繰越損失を生む制度ではない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q052 個人事業税 > 事業主控除・損失 | 難易度：基礎

問題：個人事業税で事業主控除と損失繰越控除を適用する際の考え方として最も適切なものはどれか。

ア：事業主控除を先に使って生じたマイナスを損失として繰り越す。

イ：青色申告特別控除をさらに差し引いてから事業主控除を使う。

ウ：損失繰越も事業主控除も一切行わない。

エ：所得税計算を基礎に個人事業税独自調整を行い、法定の損失繰越等を控除した後、事業期間に応じた事業主控除を差し引く。

答え・解説 正答：エ

ア：事業主控除は損失を作らない。

イ：青色申告特別控除は不適用である。

ウ：両制度がある。

エ：控除の種類と順序を区別する必要がある。

総合解説：総合計算では調整項目を一つずつ整理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q053

個人事業税 > 税率・賦課徴収 | 難易度：標準

問題：物品販売業など第一種事業に適用する個人事業税率として正しいものはどれか。

- ア：5%。
- イ：3%。
- ウ：4%。
- エ：6%。

答え・解説

正答：ア

ア：第一種事業は5%である。
イ：医業類似等の一部第三種率である。
ウ：第二種率である。
エ：法人所得割等と混同している。
総合解説：37業種に適用される基本税率である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q054

個人事業税 > 税率・賦課徴収 | 難易度：標準

問題：畜産業・水産業・薪炭製造業からなる第二種事業の個人事業税率はどれか。

- ア：3%。
- イ：4%。
- ウ：5%。
- エ：8%。

答え・解説

正答：イ

ア：第三種の一部率である。
イ：第二種事業は4%である。
ウ：第一種・第三種一般率である。
エ：第二種事業の税率ではない。
総合解説：畜産業・水産業・薪炭製造業の3業種に対応する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q055

個人事業税 > 税率・賦課徴収 | 難易度：基礎

問題：第一種事業を年間通じて営み、事業主控除等を差し引いた課税標準が1,500,000円である。個人事業税額はいくらか。

ア：45,000円。

イ：60,000円。

ウ：75,000円。

エ：150,000円。

答え・解説

正答：ウ

ア：3%計算である。

イ：4%計算である。

ウ：1,500,000円×5% = 75,000円。

エ：10%計算である。

総合解説：課税標準確定後に業種別税率を適用する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q056

個人事業税 > 税率・賦課徴収 | 難易度：標準

問題：個人事業税の申告書の一般的な提出期限として正しいものはどれか。

ア：1月31日まで。

イ：5月31日まで。

ウ：事業年度終了後2か月以内。

エ：3月15日まで。

答え・解説

正答：エ

ア：期限が異なる。

イ：期限が異なる。

ウ：法人事業税と混同している。

エ：個人事業税は原則3月15日までに申告する。

総合解説：所得税確定申告等を提出した場合は個人事業税申告が不要となる場合がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q057

個人事業税 > 税率・賦課徴収 | 難易度：標準

問題：個人が所得税の確定申告書を提出した場合の個人事業税申告として最も適切なものはどれか。

ア：原則として別途の個人事業税申告書の提出は不要。

イ：必ず同じ内容の個人事業税申告書を二重提出する。

ウ：所得税申告をすると個人事業税が免除される。

エ：法人事業税の申告書へ転記する。

答え・解説

正答：ア

ア：所得税確定申告書又は個人住民税申告書を提出した者は別途申告不要とされる。

イ：二重提出を求めない。

ウ：免除ではない。

エ：法人税ではない。

総合解説：税務署等から地方団体へ情報連携される。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q058

個人事業税 > 税率・賦課徴収 | 難易度：応用

問題：個人事業税の一般的な納期として正しいものはどれか。

ア：毎月12回。

イ：原則として8月と11月の年2回。

ウ：3月15日の1回だけ。

エ：6月と12月の2回。

答え・解説

正答：イ

ア：給与特別徴収等と混同している。

イ：個人事業税は通常8月・11月の2期で納付する。

ウ：申告期限と納期は異なる。

エ：その組合せではない。

総合解説：納税通知書により賦課徴収される。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q059

個人事業税 > 税率・賦課徴収 | 難易度：標準

問題：大阪府の個人事業税で年税額が10,000円以下の場合の納付方法として最も適切なものはどれか。

- ア：必ず8月と11月に5,000円ずつ分割する。
- イ：翌年3月15日に全額納付する。
- ウ：8月に全額を納付する。
- エ：税額が1万円以下なら免税。

答え・解説

正答：ウ

ア：分割しない。
イ：申告期限と混同している。
ウ：年税額1万円以下の場合は8月に全額納付する扱いである。
エ：免税ではない。
総合解説：これは大阪府の具体的な納付案内に基づく。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q060

個人事業税 > 税率・賦課徴収 | 難易度：応用

問題：個人事業税の一般的な流れとして最も適切なものはどれか。

- ア：納税者が毎月自分で税率を決めて申告納付する。
- イ：市町村が法人税額を基礎に課税する。
- ウ：国税庁が給与から特別徴収する。
- エ：前年所得等を基礎に道府県が税額を決定し、納税通知書を送り、原則8月・11月に納付する。

答え・解説

正答：エ

ア：自己税率決定制度ではない。
イ：道府県税で個人所得を基礎とする。
ウ：給与特別徴収制度ではない。
エ：個人事業税は道府県が賦課決定する税である。
総合解説：申告情報と地方団体の賦課決定を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q061 法人事業税 > 所得割 | 難易度 : 基礎

問題 : 一般の所得金額課税法人の法人事業税所得割の課税標準として最も適切なものはどれか。

ア : 各事業年度の所得。

イ : 売上高だけ。

ウ : 資本金額だけ。

エ : 従業者数だけ。

答え・解説 正答 : ア

ア : 一般法人の所得割は各事業年度の所得を課税標準とする。

イ : 収入割とは異なる。

ウ : 資本割等とは異なる。

エ : 分割基準とは別である。

総合解説 : 所得は原則として法人税所得計算の例によるが独自調整がある。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q062 法人事業税 > 所得割 | 難易度 : 標準

問題 : 法人事業税所得割の所得計算として最も適切な説明はどれか。

ア : 法人税の所得と必ず完全同額で調整は一切ない。

イ : 原則として法人税の課税標準である所得の計算の例によるが、地方税法上その例によらない項目を調整する。

ウ : 売上総利益をそのまま所得とする。

エ : 個人事業主控除290万円を差し引く。

答え・解説 正答 : イ

ア : 完全一致とは限らない。

イ : 法人税所得計算を基礎としつつ地方税独自項目を処理する。

ウ : 所得計算が必要である。

エ : 個人事業税の制度である。

総合解説 : 令和8年度公式出題ポイントでも独自調整が重視された。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q063

法人事業税 > 所得割 | 難易度 : 基礎

問題 : 一般の軽減税率適用法人の法人事業税所得割について、標準税率の所得区分として正しい組合せはどれか。

ア : 年400万円以下1%、400万円超800万円以下2%、800万円超3%。

イ : 全所得一律5%。

ウ : 年400万円以下3.5%、400万円超800万円以下5.3%、800万円超7.0%。

エ : 全所得一律10%。

答え・解説

正答 : ウ

ア : 税率が異なる。

イ : 段階税率がある。

ウ : 現行の標準税率は3.5%・5.3%・7.0%の3段階である。

エ : 10%ではない。

総合解説 : 東京都等では超過税率が適用される法人もある。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q064

法人事業税 > 所得割 | 難易度 : 標準

問題 : 標準税率を用いる軽減税率適用法人で、年所得3,000,000円のみとする。法人事業税所得割額はいくらか。

ア : 150,000円。

イ : 159,000円。

ウ : 210,000円。

エ : 105,000円。

答え・解説

正答 : エ

ア : 5%計算である。

イ : 5.3%計算である。

ウ : 7%計算である。

エ : $3,000,000円 \times 3.5\% = 105,000円$ 。

総合解説 : 400万円以下部分には3.5%を用いる。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q065

法人事業税 > 所得割 | 難易度：標準

問題：標準税率を用いる軽減税率適用法人で年所得6,000,000円とする。年400万円以下3.5%、400万円超800万円以下5.3%を適用した所得割額はいくらか。

ア：246,000円。
イ：210,000円。
ウ：318,000円。
エ：420,000円。

答え・解説

正答：ア

ア： $4,000,000円 \times 3.5\% + 2,000,000円 \times 5.3\% = 140,000円 + 106,000円 = 246,000円$ 。
イ：全額3.5%である。
ウ：全額5.3%である。
エ：全額7%である。
総合解説：段階税率は所得区分ごとに適用する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q066

法人事業税 > 所得割 | 難易度：標準

問題：標準税率を用いる軽減税率適用法人で年所得10,000,000円とする。3.5%・5.3%・7.0%の段階税率による所得割額はいくらか。

ア：350,000円。
イ：492,000円。
ウ：530,000円。
エ：700,000円。

答え・解説

正答：イ

ア：全額3.5%である。
イ： $400万円 \times 3.5\% + 400万円 \times 5.3\% + 200万円 \times 7\% = 14万円 + 21.2万円 + 14万円 = 49.2万円$ 。
ウ：全額5.3%である。
エ：全額7%である。
総合解説：各所得帯に分けて計算する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q067

法人事業税 > 所得割 | 難易度：標準

問題：法人事業税所得割で軽減税率不適用法人に該当する場合の考え方として最も適切なものはどれか。

ア：必ず3.5%だけを所得全体に適用する。

イ：個人事業税率5%へ切り替える。

ウ：所得を400万円・800万円で区分する軽減税率を用いず、法定の不適用法人向け税率を所得全体に適用する。

エ：法人事業税が非課税になる。

答え・解説

正答：ウ

ア：3.5%固定ではない。

イ：個人税率ではない。

ウ：軽減税率不適用法人には別の税率適用方法がある。

エ：課税は続く。

総合解説：法人規模等による税率区分も確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q068

法人事業税 > 所得割 | 難易度：標準

問題：外形標準課税法人の法人事業税について最も適切な説明はどれか。

ア：所得割だけで課税し付加価値割・資本割は存在しない。

イ：個人事業主控除290万円を適用する。

ウ：均等割だけを課す。

エ：所得割だけでなく付加価値割・資本割等も課される。

答え・解説

正答：エ

ア：付加価値割・資本割がある。

イ：個人事業税の制度である。

ウ：法人事業税の各割を区別する。

エ：外形標準課税は所得以外の外形基準も用いる。

総合解説：令和8年4月以後は対象法人範囲の見直しにも注意する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q069

法人事業税 > 所得割 | 難易度 : 応用

問題 : 令和8年4月1日以後開始事業年度からの外形標準課税対象法人見直しについて最も適切な説明はどれか。

ア : 資本金1億円以下でも、一定の特定法人との完全支配関係等があり、払込資本の額が2億円超などの要件を満たす100%子法人等が対象となり得る。

イ : 資本金1円の全法人が必ず対象となる。

ウ : 外形標準課税は令和8年に廃止された。

エ : 個人事業者だけが対象となった。

答え・解説

正答 : ア

ア : 100%子法人等への対応が令和8年4月1日以後開始事業年度から導入される。

イ : 全法人ではない。

ウ : 制度は存続している。

エ : 法人対象である。

総合解説 : 従来の資本金1億円超基準だけで判定しない場面が生じる。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q070

法人事業税 > 所得割 | 難易度 : 応用

問題 : 2以上の道府県で製造業を行う法人の法人事業税について、令和8年度公式出題ポイントが示す基本的な分割基準はどれか。

ア : 売上高のみ。

イ : 事業年度終了の日現在の事務所又は事業所の従業者数。

ウ : 資本金額のみ。

エ : 工場面積のみ。

答え・解説

正答 : イ

ア : 基本基準ではない。

イ : 製造業の分割基準は従業者数が基本である。

ウ : 基本基準ではない。

エ : 工場従業者数の特則等はあるが面積だけではない。

総合解説 : 資本金1億円以上法人の工場従業者数特則等にも注意する。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q071 法人事業税 > 所得割 | 難易度 : 基礎

問題 : 製造業法人の所得割課税標準が12,000,000円、A県従業者30人、B県従業者70人で他県はない。単純な従業者数按分によるA県の分割課税標準はいくらか。

- ア : 1,200,000円。
- イ : 8,400,000円。
- ウ : 3,600,000円。
- エ : 12,000,000円。

答え・解説 正答 : ウ

ア : 10%計算である。
イ : B県分である。
ウ : $12,000,000円 \times 30/100 = 3,600,000円$ 。
エ : 分割していない。
総合解説 : 実際には業種別の分割基準・特例を確認する。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q072 法人事業税 > 所得割 | 難易度 : 標準

問題 : 複数道府県に事務所を有する所得金額課税法人の法人事業税所得割を計算する基本順序として最も適切なものはどれか。

- ア : 各県が全所得へ同じ税率を掛けて二重課税する。
- イ : 最初に税率を掛けてから事務所数で無条件均等割する。
- ウ : 個人事業主控除290万円を差し引く。
- エ : 法人税所得を基礎に地方税独自調整を行い、業種に応じた分割基準で各道府県へ分割し、各県の適用税率で税額を求める。

答え・解説 正答 : エ

ア : 二重課税を避けるため分割する。
イ : 分割基準は業種ごとに異なる。
ウ : 個人事業税の制度である。
エ : 課税標準算定→分割→税率適用の順である。
総合解説 : 令和8年度第二問の中心的な計算手順である。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q073

法人事業税 > 収入金額課税 | 難易度：基礎

問題：法人事業税で収入金額を課税標準とする収入割が適用される事業の例として最も適切なものはどれか。

ア：一定の電気供給業、ガス供給業、保険業。

イ：一般の小売業だけ。

ウ：一般の製造業だけ。

エ：税理士業を営む個人だけ。

答え・解説

正答：ア

ア：特定の電気・ガス・保険事業等には収入割がある。

イ：一般所得課税事業である。

ウ：一般所得課税事業である。

エ：個人事業税の論点である。

総合解説：事業種類により所得課税と収入金額課税を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q074

法人事業税 > 収入金額課税 | 難易度：標準

問題：法人事業税における保険業の課税方式として最も適切なものはどれか。

ア：一般法人と同じ所得割だけ。

イ：法定の収入金額を課税標準とする収入割が中心となる。

ウ：個人事業主控除後所得の5%。

エ：均等割だけ。

答え・解説

正答：イ

ア：一般所得課税とは異なる。

イ：保険業は収入金額課税事業の一つである。

ウ：個人事業税ではない。

エ：法人事業税には収入割がある。

総合解説：生命保険・損害保険等では収入保険料等を基礎に法定算定を行う。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q075

法人事業税 > 収入金額課税 | 難易度：標準

問題：電気供給業を目的として設立された法人が、まだ発電施設建設中で現に電気を供給していない事業年度の法人事業税について最も適切なものはどれか。

ア：設立目的に電気供給業と書いてあれば必ず収入割。

イ：法人事業税は非課税。

ウ：現に電気供給を行っていない間は電気供給業としての収入金額課税ではなく、所得等課税事業として扱う。

エ：建設費全額を収入金額とする。

答え・解説

正答：ウ

ア：実態が必要である。

イ：非課税ではない。

ウ：東京都のQ&Aは現に供給実態がなければ電気供給業に該当しないとする。

エ：収入金額ではない。

総合解説：業種判定は定款名目だけでなく実際の事業をみる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q076

法人事業税 > 収入金額課税 | 難易度：標準

問題：一定の送配電事業、導管ガス供給業、保険業等に係る法人事業税収入割の標準税率として代表的な率はどれか。

ア：0.1%。

イ：3.5%。

ウ：7.0%。

エ：1.0%。

答え・解説

正答：エ

ア：低すぎる。

イ：一般所得割低所得区分と混同している。

ウ：一般所得割高所得区分と混同している。

エ：現行制度でこれら一定事業の収入割標準税率は1.0%である。

総合解説：東京都では超過税率1.065%等が示されるため標準税率と区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q077 法人事業税 > 収入金額課税 | 難易度 : 標準

問題 : 収入割の課税標準となる収入金額が100,000,000円で、標準税率1.0%を適用するとする。収入割額はいくらか。

ア : 1,000,000円。

イ : 100,000円。

ウ : 3,500,000円。

エ : 7,000,000円。

答え・解説 正答 : ア

ア : $100,000,000円 \times 1.0\% = 1,000,000円$ 。

イ : 0.1%計算である。

ウ : 3.5%計算である。

エ : 7%計算である。

総合解説 : 収入割は法定の課税標準収入金額に税率を乗じる。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q078 法人事業税 > 収入金額課税 | 難易度 : 応用

問題 : 小売電気事業等・発電事業等を行う一定の法人の法人事業税について最も適切な説明はどれか。

ア : すべて一律に収入割1%だけ。

イ : 法人の区分により、収入割と所得割の合算、又は収入割・付加価値割・資本割の合算となる場合がある。

ウ : すべて一律に所得割7%だけ。

エ : 個人事業税として課税する。

答え・解説 正答 : イ

ア : 単統一律ではない。

イ : 電気供給業の課税方式は事業・法人区分によって複数の割を組み合わせる。

ウ : 所得割だけではない場合がある。

エ : 法人事業税である。

総合解説 : 収入金額課税の中でも事業類型ごとの制度差がある。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q079 法人事業税 > 収入金額課税 | 難易度：標準

問題：特定ガス供給業を行う外形標準課税法人の法人事業税について最も適切なものはどれか。

ア：所得割だけ。

イ：均等割だけ。

ウ：収入割に加えて付加価値割・資本割を課す方式がある。

エ：個人事業主控除後所得だけ。

答え・解説 正答：ウ

ア：制度が異なる。

イ：法人事業税の複数割がある。

ウ：特定ガス供給業には収入割・付加価値割・資本割の組合せがある。

エ：個人事業税ではない。

総合解説：収入割対象でも外形標準課税との組合せを確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q080 法人事業税 > 収入金額課税 | 難易度：応用

問題：法人事業税で収入金額課税の事案を処理する基本順序として最も適切なものはどれか。

ア：定款の名称だけで全法人に1%を掛ける。

イ：売上高全額に必ず7%を掛ける。

ウ：収入割対象事業でも所得計算だけで終える。

エ：実際の事業種類と法人区分を確認し、法定の課税標準収入金額を算定し、収入割単独か所得割・付加価値割・資本割との組合せかを判定して税率を適用する。

答え・解説 正答：エ

ア：実態判定が必要である。

イ：税率・課税標準が異なる。

ウ：収入割の計算が必要である。

エ：収入金額課税には事業種類ごとの算定・組合せがある。

総合解説：電気・ガス・保険業の区分を正確にする。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q081

法人事業税 > 申告納付・中間申告 | 難易度：基礎

問題：法人事業税の確定申告・納付期限として原則最も適切なものはどれか。

ア：事業年度終了の日から2か月以内。

イ：事業年度終了後10日以内。

ウ：翌年3月15日まで。

エ：事業年度終了後1年以内。

答え・解説

正答：ア

ア：法人事業税の確定申告は原則2か月以内である。

イ：短すぎる。

ウ：個人所得税等と混同している。

エ：長すぎる。

総合解説：法人税の申告期限延長制度等がある場合は別途確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q082

法人事業税 > 申告納付・中間申告 | 難易度：基礎

問題：法人事業税の中間申告について基本的な対象期間として最も適切なものはどれか。

ア：事業年度が1か月でも全法人必須。

イ：事業年度が6か月を超える法人について、法定要件に応じ中間申告が必要となる。

ウ：中間申告制度は存在しない。

エ：個人事業者だけが行う。

答え・解説

正答：イ

ア：一律ではない。

イ：事業年度6か月超を基本に中間申告義務を判定する。

ウ：制度がある。

エ：法人の制度である。

総合解説：法人税の中間申告義務や外形標準・収入割法人の特則を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q083

法人事業税 > 申告納付・中間申告 | 難易度：標準

問題：前事業年度について外形標準課税対象法人で、当事業年度の期間が6か月を超える場合の中間申告について、令和7年4月1日以後開始事業年度の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア：法人税の中間申告義務がなければ絶対に不要。

イ：外形標準課税法人は中間申告できない。

ウ：法人税の中間申告義務の有無にかかわらず、法人事業税の中間申告義務が生じる。

エ：個人事業税の納税通知書で処理する。

答え・解説

正答：ウ

ア：法人税義務だけでは決まらない。

イ：義務がある。

ウ：改正後は前事業年度が外形標準課税対象法人かで特則上の中間申告義務を判定する。

エ：法人事業税である。

総合解説：令和7年度改正後の判定時点に注意する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q084

法人事業税 > 申告納付・中間申告 | 難易度：標準

問題：収入割を申告すべき法人で事業年度が6か月を超える場合の法人事業税中間申告について最も適切なものはどれか。

ア：収入割法人は中間申告が全面禁止。

イ：法人税の中間申告義務がなければ必ず不要。

ウ：個人住民税として中間申告する。

エ：法人税の中間申告義務がない場合でも、中間申告義務が生じることがある。

答え・解説

正答：エ

ア：禁止されていない。

イ：特則がある。

ウ：別税である。

エ：収入割法人には法人事業税独自の中間申告義務がある。

総合解説：一般所得課税法人と収入割法人を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q085

法人事業税 > 申告納付・中間申告 | 難易度：標準

問題：法人事業税の予定申告額の基本的な算式として最も適切なものはどれか。

ア：前事業年度の法人事業税額 ÷ 前事業年度の月数 × 6。

イ：前事業年度の売上高 × 6%。

ウ：当期資本金 × 6。

エ：前事業年度税額 × 12。

答え・解説

正答：ア

ア：予定申告は前事業年度の確定税額を月数換算し6か月相当額を求める。

イ：売上高基準ではない。

ウ：資本金だけではない。

エ：12倍ではない。

総合解説：各割ごとに予定申告額を計算する場合がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q086

法人事業税 > 申告納付・中間申告 | 難易度：標準

問題：前事業年度の法人事業税額が1,800,000円、前事業年度の月数が12か月である。予定申告額を単純に算定するといくらか。

ア：150,000円。

イ：900,000円。

ウ：1,800,000円。

エ：3,600,000円。

答え・解説

正答：イ

ア：1か月分である。

イ：1,800,000円 ÷ 12 × 6 = 900,000円。

ウ：前年度年額そのものである。

エ：倍額である。

総合解説：予定申告は通常半期相当額となる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q087

法人事業税 > 申告納付・中間申告 | 難易度：標準

問題：法人事業税の仮決算に基づく中間申告として最も適切な説明はどれか。

ア：前年度税額を必ずそのまま全額申告する方法。

イ：中間期の数値を一切使わない方法。

ウ：当該事業年度開始の日から6か月の期間を一事業年度とみなして、所得や各外形標準等を計算して申告する方法。

エ：個人事業主控除を適用する方法。

答え・解説

正答：ウ

ア：予定申告と異なる。

イ：中間実績を使う。

ウ：仮決算中間申告は中間期間を一事業年度とみなして計算する。

エ：法人事業税である。

総合解説：予定申告との選択可否・制限も確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q088

法人事業税 > 申告納付・中間申告 | 難易度：応用

問題：外形標準課税法人等の中間申告の一般的な提出・納付期限として最も適切なものはどれか。

ア：事業年度開始から1か月以内。

イ：事業年度終了後1年以内。

ウ：毎月10日。

エ：事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内。

答え・解説

正答：エ

ア：早すぎる。

イ：長すぎる。

ウ：給与特別徴収等と混同している。

エ：中間申告は6か月経過後2か月以内が基本である。

総合解説：予定申告・仮決算いずれも法定期限を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q089

法人事業税 > 申告納付・中間申告 | 難易度：応用

問題：確定した法人事業税額が2,400,000円で、中間申告により900,000円を納付済みである。追加納付額はいくらか。

- ア：1,500,000円。
- イ：900,000円。
- ウ：2,400,000円。
- エ：3,300,000円。

答え・解説

正答：ア

ア：2,400,000円 - 900,000円 = 1,500,000円。
イ：中間納付額そのものである。
ウ：控除していない。
エ：加算している。
総合解説：確定申告では中間納付済額を差し引く。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q090

法人事業税 > 申告納付・中間申告 | 難易度：応用

問題：法人事業税の申告納付を処理する基本順序として最も適切なものはどれか。

- ア：全法人について収入割1%だけを計算する。
- イ：事業種類・法人区分から課税方式を判定し、課税標準・分割・税率を計算し、中間申告義務と中間納付額を確認して確定申告・納付を行う。
- ウ：個人事業主控除290万円を差し引いて年2回賦課する。
- エ：中間申告済額を確定税額へ加算する。

答え・解説

正答：イ

ア：法人区分で方式が異なる。
イ：法人事業税は課税方式から申告手続まで一連で判断する。
ウ：個人事業税の制度である。
エ：中間納付は控除する。
総合解説：令和8年度では中間申告・分割・所得計算が重要論点である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q091 外形標準課税 > 付加価値割 | 難易度：基礎

問題：法人事業税の付加価値割における付加価値額の基本的な構成として正しいものはどれか。

ア：収益配分額と単年度損益の合計。

イ：資本金等の額と売上高の合計。

ウ：所得金額と均等割額の合計。

エ：従業者数と事務所数の合計。

答え・解説 正答：ア

ア：付加価値額は収益配分額と単年度損益を合計して算定する。

イ：付加価値割の算式ではない。

ウ：均等割は関係しない。

エ：人数と事務所数は分割基準等で用いる。

総合解説：まず収益配分額と単年度損益を区分する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q092 外形標準課税 > 付加価値割 | 難易度：基礎

問題：付加価値割の収益配分額を構成するものとして正しい組合せはどれか。

ア：売上高、仕入高、減価償却費。

イ：報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料。

ウ：資本金、利益剰余金、借入金。

エ：所得割、資本割、収入割。

答え・解説 正答：イ

ア：会計項目の組合せが異なる。

イ：収益配分額は報酬給与額・純支払利子・純支払賃借料からなる。

ウ：資本項目ではない。

エ：税額区分ではない。

総合解説：三つの収益配分項目を正確に押さえる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q093

外形標準課税 > 付加価値割 | 難易度 : 標準

問題 : 付加価値割における純支払利子の考え方として最も適切なものはどれか。

ア : 支払利子と受取利子を必ず合計する。

イ : 支払利子だけをそのまま使う。

ウ : 支払利子から受取利子を控除して算定する。

エ : 受取利子だけを使う。

答え・解説

正答 : ウ

ア : 符号が逆である。

イ : 受取利子を考慮する。

ウ : 純支払利子は支払利子から受取利子を控除して求める。

エ : 支払利子も必要である。

総合解説 : 純額概念であることを理解する。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q094

外形標準課税 > 付加価値割 | 難易度 : 標準

問題 : 付加価値割における純支払賃借料の算定として最も適切なものはどれか。

ア : 支払賃借料と受取賃借料を足し合わせる。

イ : 受取賃借料だけを課税標準にする。

ウ : 賃借料は付加価値額に一切含めない。

エ : 支払賃借料から受取賃借料を控除する。

答え・解説

正答 : エ

ア : 純額ではなくなる。

イ : 支払側も必要である。

ウ : 収益配分額の構成項目である。

エ : 純支払賃借料は支払賃借料 - 受取賃借料で算定する。

総合解説 : 純支払利子と同様に純額で考える。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q095

外形標準課税 > 付加価値割 | 難易度 : 標準

問題 : 報酬給与額40,000,000円、純支払利子2,000,000円、純支払賃借料3,000,000円、単年度損益5,000,000円である。雇用安定控除等は考慮しない。付加価値額はいくらか。

ア : 50,000,000円。

イ : 45,000,000円。

ウ : 47,000,000円。

エ : 55,000,000円。

答え・解説

正答 : ア

ア : $40,000,000 + 2,000,000 + 3,000,000 + 5,000,000 = 50,000,000$ 円。

イ : 単年度損益を加えていない。

ウ : 一部の収益配分額を落としている。

エ : 計算が異なる。

総合解説 : 収益配分額 + 単年度損益で求める。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q096

外形標準課税 > 付加価値割 | 難易度 : 基礎

問題 : 外形標準課税法人の付加価値割の標準税率として正しいものはどれか。

ア : 0.5%。

イ : 1.2%。

ウ : 1.0%。

エ : 2.6%。

答え・解説

正答 : イ

ア : 資本割の標準税率である。

イ : 付加価値割の標準税率は1.2%である。

ウ : 収入割等と混同している。

エ : 特別法人事業税率と混同している。

総合解説 : 自治体の超過税率とは区別する。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q097 外形標準課税 > 付加価値割 | 難易度 : 標準

問題 : 付加価値額が80,000,000円で、付加価値割の標準税率1.2%を適用する。税額控除はない。付加価値割額はいくらか。

- ア : 400,000円。
- イ : 800,000円。
- ウ : 960,000円。
- エ : 1,200,000円。

答え・解説 正答 : ウ

ア : 0.5%計算である。
イ : 1%計算である。
ウ : $80,000,000円 \times 1.2\% = 960,000円$ 。
エ : 1.5%計算である。
総合解説 : 課税標準に付加価値割率を乗じる。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q098 外形標準課税 > 付加価値割 | 難易度 : 基礎

問題 : 付加価値割の雇用安定控除について最も適切な説明はどれか。

- ア : 報酬給与額が収益配分額の30%未満なら全額控除する。
- イ : 資本金が1億円超なら自動的に付加価値額を0とする。
- ウ : 単年度損益が黒字なら適用できない。
- エ : 報酬給与額が収益配分額の70%相当額を超える場合、その超える部分について一定の控除を行う。

答え・解説 正答 : エ

ア : 基準が異なる。
イ : そのような全額控除ではない。
ウ : 黒字かどうかだけで決まらない。
エ : 雇用安定控除は報酬給与額比率が70%を超える場合の負担配慮措置である。
総合解説 : 人件費比率が高い法人への配慮措置である。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q099 外形標準課税 > 付加価値割 | 難易度 : 標準

問題 : 当期に支出した給与等が仕掛品など棚卸資産に含まれ、法人税上は翌期以後に損金算入される場合の付加価値割について最も適切なものはどれか。

ア : 原則として実際に支出した当期の収益配分額として算入する。

イ : 法人税で損金算入される翌期まで必ず算入しない。

ウ : 資産計上された給与等は永久に付加価値額から除外する。

エ : 資本割へ振り替える。

答え・解説 正答 : ア

ア : 棚卸資産等に含まれる収益配分額は支出年度で課税標準へ算入する特則がある。

イ : 法人税の損金算入時期と一致しない場合がある。

ウ : 永久除外ではない。

エ : 資本割ではない。

総合解説 : 法人税との計上時期差に注意する。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q100 外形標準課税 > 付加価値割 | 難易度 : 応用

問題 : 付加価値額計算で、受取利子が支払利子を上回り純支払利子が負数となる場合の取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア : 負数のまま無制限に付加価値額を減額する。

イ : 付加価値額計算上、純支払利子は0として扱う。

ウ : 受取利子全額を報酬給与額へ加算する。

エ : 必ず資本割から控除する。

答え・解説 正答 : イ

ア : 負数をそのまま使わない。

イ : 付加価値額の計算上、純支払利子や純支払賃借料が負数の場合は0として扱う。

ウ : 項目振替はしない。

エ : 資本割の話ではない。

総合解説 : 純額算定と付加価値額計上時の負数処理を区別する。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q101 外形標準課税 > 付加価値割 | 難易度：基礎

問題：国内外で事業を行う外形標準課税法人の付加価値割について最も適切な説明はどれか。

ア：国外事業があれば付加価値割は必ず全額免除。

イ：国外付加価値額を国内各都道府県へ二重加算する。

ウ：外国の事業に帰属する付加価値額を区分又は従業者数按分等により調整する規定がある。

エ：国外事業は資本割にだけ影響し付加価値割には一切関係しない。

答え・解説 正答：ウ

ア：全額免除ではない。

イ：二重加算しない。

ウ：国外事業に帰属する付加価値額には調整規定がある。

エ：付加価値割にも関係する。

総合解説：国外事業を営む法人では国内課税標準への調整が必要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q102 外形標準課税 > 付加価値割 | 難易度：応用

問題：付加価値割の計算手順として最も適切なものはどれか。

ア：資本金等の額に1.2%を掛ける。

イ：所得金額に0.5%を掛ける。

ウ：売上高だけに1%を掛ける。

エ：報酬給与額・純支払利子・純支払賃借料から収益配分額を求め、単年度損益を加え、必要な雇用安定控除等を反映して税率を適用する。

答え・解説 正答：エ

ア：資本割の考え方である。

イ：課税標準が異なる。

ウ：収入割の考え方と混同している。

エ：付加価値額を課税標準として付加価値割率を適用する。

総合解説：構成項目と控除を順に処理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q103

外形標準課税 > 資本割 | 難易度 : 基礎

問題 : 外形標準課税の資本割の課税標準として基本となるものはどれか。

ア : 各事業年度末日の資本金等の額。

イ : 当期売上高。

ウ : 当期純利益だけ。

エ : 従業者の年間給与総額。

答え・解説

正答 : ア

ア : 資本割は事業年度末日の資本金等の額を基礎とする。

イ : 収入割ではない。

ウ : 所得割ではない。

エ : 付加価値割の一部と混同している。

総合解説 : 資本割は法人の資本規模を外形基準として用いる。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q104

外形標準課税 > 資本割 | 難易度 : 標準

問題 : 外形標準課税法人の資本割の標準税率として正しいものはどれか。

ア : 0.1%。

イ : 0.5%。

ウ : 1.0%。

エ : 1.2%。

答え・解説

正答 : イ

ア : 低すぎる。

イ : 資本割の標準税率は0.5%である。

ウ : 収入割等と混同している。

エ : 付加価値割の標準税率である。

総合解説 : 付加価値割1.2%と対で覚える。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q105

外形標準課税 > 資本割 | 難易度 : 標準

問題 : 資本割の課税標準となる資本金等の額が200,000,000円で、標準税率0.5%を適用する。資本割額はいくらか。

- ア : 500,000円。
- イ : 2,000,000円。
- ウ : 1,000,000円。
- エ : 2,400,000円。

答え・解説

正答 : ウ

ア : 0.25%計算である。
イ : 1%計算である。
ウ : $200,000,000 \text{円} \times 0.5\% = 1,000,000 \text{円}$ 。
エ : 1.2%計算である。
総合解説 : 資本金等の額に資本割率を乗じる。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q106

外形標準課税 > 資本割 | 難易度 : 標準

問題 : 外形標準課税の資本割について、資本金等の額が1兆円を超える法人の課税標準特例として最も適切なものはどれか。

- ア : 1兆円を超えると資本割は全額非課税。
- イ : 1兆円超部分だけ税率10%。
- ウ : 資本金等の額は必ずそのまま全額使う。
- エ : 一定の圧縮計算を行い、1兆円を超える部分については課税標準算定上の上限措置がある。

答え・解説

正答 : エ

ア : 全額非課税ではない。
イ : 10%ではない。
ウ : 単純全額課税ではない。
エ : 大規模法人には資本金等の額の圧縮・上限特例がある。
総合解説 : 巨大資本法人の資本割には負担調整がある。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q107 外形標準課税 > 資本割 | 難易度：標準

問題：資本割の大規模法人に係る課税標準圧縮について最も適切な説明はどれか。
ア：資本金等の額の一定の高額部分について段階的に圧縮して課税標準を算定する。
イ：資本金等が増えるほど常に全額を同じ比率でそのまま使う。
ウ：高額部分は必ず所得割へ振り替える。
エ：高額部分は付加価値額へ加算する。

答え・解説 正答：ア

ア：資本割には高額資本金等に対する段階的な圧縮措置がある。
イ：単純比例だけではない。
ウ：所得割へ振替えない。
エ：付加価値額とは別である。
総合解説：具体的金額帯の特例は法令表で確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q108 外形標準課税 > 資本割 | 難易度：標準

問題：国外にも事業を有する外形標準課税法人の資本割について最も適切な説明はどれか。
ア：国外事業があれば資本割は必ず全額0。
イ：外国の事業に帰属する資本金等の額を従業者数等で按分して国内課税標準から控除する規定がある。
ウ：国外部分も必ず国内へ全額二重計上する。
エ：国外事業は資本割に一切関係しない。

答え・解説 正答：イ

ア：全額免除ではない。
イ：国外事業に帰属する資本金等には調整がある。
ウ：二重課税を避ける調整である。
エ：資本割にも関係する。
総合解説：国内外に事業を有する法人では帰属計算が必要である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q109 外形標準課税 > 資本割 | 難易度 : 標準

問題 : 2以上の道府県に事務所等を有する外形標準課税法人の資本割について最も適切な説明はどれか。

- ア : 本店所在地の道府県にだけ全額課税する。
イ : 各道府県で資本金等の額全額に0.5%を掛ける。
ウ : 資本割の課税標準総額も、法人事業税の所定の分割基準により各道府県へあん分する。
エ : 資本割だけは分割基準を使わない。

答え・解説 正答 : ウ

ア : 本店だけではない。
イ : 二重に全額課税しない。
ウ : 付加価値割・資本割も所得割と同様に分割法人ではあん分する。
エ : 分割対象である。
総合解説 : 外形標準課税各割にも分割基準を適用する。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q110 外形標準課税 > 資本割 | 難易度 : 応用

- 問題 : 付加価値割と資本割の違いとして最も適切なものはどれか。
ア : 両方とも当期所得だけを課税標準とする。
イ : 両方とも売上高だけを課税標準とする。
ウ : 付加価値割は資本金、資本割は給与額だけを課税標準とする。
エ : 付加価値割は付加価値額、資本割は資本金等の額を課税標準とする。

答え・解説 正答 : エ

ア : 所得割と混同している。
イ : 収入割と混同している。
ウ : 逆でも単一項目でもない。
エ : 二つの外形標準は課税標準が異なる。
総合解説 : 外形標準課税の三つの割を区別する。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q111 外形標準課税 > 資本割 | 難易度 : 基礎

問題 : ある外形標準課税法人の所得割額700,000円、付加価値割額900,000円、資本割額500,000円である。他の調整はない。法人事業税額の合計はいくらか。

ア : 2,100,000円。

イ : 1,200,000円。

ウ : 1,600,000円。

エ : 2,800,000円。

答え・解説 正答 : ア

ア : $700,000 + 900,000 + 500,000 = 2,100,000$ 円。

イ : 一部の割を落としている。

ウ : 資本割を落としている。

エ : 計算が異なる。

総合解説 : 外形標準課税法人は各割の合計で法人事業税を求める。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q112 外形標準課税 > 資本割 | 難易度 : 基礎

問題 : 資本割の計算手順として最も適切なものはどれか。

ア : 当期利益に1.2%を掛ける。

イ : 事業年度末日の資本金等の額を基礎に、法定の圧縮・国外事業調整等を行い、分割法人なら分割後課税標準に税率を適用する。

ウ : 報酬給与額に0.5%を掛ける。

エ : 売上高に37%を掛ける。

答え・解説 正答 : イ

ア : 所得割・付加価値割と混同している。

イ : 資本割は資本規模を基礎に法定調整後の課税標準へ税率を適用する。

ウ : 報酬給与額だけではない。

エ : 特別法人事業税率と混同している。

総合解説 : 課税標準の確定と分割を先に行う。

対象年度 : 2026 | 基準日 : 2026-04-03

Q113 外形標準課税 > 外形標準課税の対象法人 | 難易度：標準

問題：外形標準課税の従来からの基本的な対象法人として最も適切なものはどれか。

ア：すべての個人事業者。

イ：資本金の有無に関係なく全ての法人。

ウ：資本金又は出資金の額が1億円を超える一定の普通法人。

エ：収入金額課税法人だけ。

答え・解説 正答：ウ

ア：個人は対象ではない。

イ：除外法人もある。

ウ：従来は資本金1億円超の一定普通法人が基本対象である。

エ：収入金額課税法人等は別体系である。

総合解説：令和7・8年改正で対象判定が拡張されている。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q114 外形標準課税 > 外形標準課税の対象法人 | 難易度：標準

問題：前事業年度まで資本金1億円超で外形標準課税の対象だった法人が減資した。令和7年4月1日以後開始事業年度の対象判定で確認すべき追加要件として最も適切なものはどれか。

ア：資本金1億円以下なら例外なく対象外。

イ：払込資本の額は判定に一切使わない。

ウ：減資法人は必ず5年間免税。

エ：当期資本金1億円以下でも、前事業年度に外形標準課税対象法人で、払込資本の額が10億円を超えるなどの要件を満たす場合は対象となり得る。

答え・解説 正答：エ

ア：新たな対象判定がある。

イ：払込資本額が重要である。

ウ：一律免税ではない。

エ：減資による外形標準課税逃れへの対応として新基準が導入された。

総合解説：令和7年開始事業年度からの改正を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q115

外形標準課税 > 外形標準課税の対象法人 | 難易度：標準

問題：令和8年4月1日以後開始事業年度からの100%子法人等への外形標準課税対象拡大について、要件の一つとして正しいものはどれか。

ア：一定の特定法人との完全支配関係等があり、事業年度末日の払込資本の額が2億円を超えること。

イ：親会社との資本関係は不要。

ウ：払込資本の額が2,000万円以下であること。

エ：個人事業者であること。

答え・解説

正答：ア

ア：100%子法人等への対応では完全支配関係等と払込資本2億円超などを判定する。

イ：資本関係が重要である。

ウ：基準額が異なる。

エ：法人が対象である。

総合解説：令和8年度の重要改正論点である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q116

外形標準課税 > 外形標準課税の対象法人 | 難易度：標準

問題：100%子法人等への対応でいう「特定法人」の代表的な基準として正しいものはどれか。

ア：払込資本の額が5,000万円を超える全法人。

イ：払込資本の額が50億円を超える一定の法人。

ウ：資本金が1円以上の全法人。

エ：従業者が50人超の個人事業者。

答え・解説

正答：イ

ア：桁が異なる。

イ：特定法人は払込資本50億円超の一定法人等である。

ウ：全法人ではない。

エ：法人の資本関係判定である。

総合解説：親法人側の特定法人該当性を先に確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q117

外形標準課税 > 外形標準課税の対象法人 | 難易度：標準

問題：100%子法人等への対応により令和8年4月1日から令和9年3月31日までに開始する事業年度で新たに外形標準課税対象となった法人の負担変動軽減措置として正しいものはどれか。

- ア：増加税額の全額を永久に免除する。
- イ：増加税額の10分の1だけ控除する。
- ウ：一定の増加税額の3分の2相当額を法人事業税額から控除する。
- エ：資本割だけを2倍する。

答え・解説

正答：ウ

ア：時限的軽減であり全額永久免除ではない。
イ：割合が異なる。
ウ：令和8年度開始事業年度では一定の超過額の3分の2控除がある。
エ：増税措置ではない。
総合解説：翌年度は3分の1へ縮小する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q118

外形標準課税 > 外形標準課税の対象法人 | 難易度：標準

問題：100%子法人等への対応に係る負担変動軽減措置で、令和9年4月1日から令和10年3月31日までに開始する事業年度の控除割合として正しいものはどれか。

- ア：3分の2。
- イ：2分の1。
- ウ：全額。
- エ：一定の増加税額の3分の1。

答え・解説

正答：エ

ア：令和8年度分の割合である。
イ：法定割合と異なる。
ウ：全額控除ではない。
エ：令和9年度開始事業年度では控除割合は3分の1となる。
総合解説：激変緩和は段階的に縮小する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q119 外形標準課税 > 外形標準課税の対象法人 | 難易度：標準

問題：一定の認定特別事業再編計画に基づくM&Aで100%子会社となった法人等について、令和8年改正の外形標準課税特例として最も適切なものはどれか。

ア：法定要件を満たす場合、一定期間5年間、100%子法人等への対応による外形標準課税の対象外となる。

イ：M&A後は永久に対象外。

ウ：M&A法人は必ず資本割だけ課税。

エ：M&Aの有無は外形標準課税に一切関係しない。

答え・解説 正答：ア

ア：認定特別事業再編に係る5年間の対象外特例がある。

イ：永久ではない。

ウ：資本割だけではない。

エ：特例規定がある。

総合解説：認定時期・取得時期等の要件を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q120 外形標準課税 > 外形標準課税の対象法人 | 難易度：応用

問題：令和8年4月1日以後開始事業年度の外形標準課税対象判定として最も適切な手順はどれか。

ア：資本金1億円以下ならそこで必ず判定終了。

イ：資本金1億円超の基本基準に加え、減資対応、100%子法人等への対応、除外法人・特例の有無を順に確認する。

ウ：売上高だけで対象を決める。

エ：個人事業主控除290万円の有無で決める。

答え・解説 正答：イ

ア：追加基準がある。

イ：令和8年時点では複数の対象判定ルートがある。

ウ：売上高だけではない。

エ：個人事業税の制度ではない。

総合解説：改正後は資本金だけで機械的に判定しない。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q121 特別法人事業税・分割 > 特別法人事業税 | 難易度：基礎

問題：特別法人事業税の税としての性質について最も適切なものはどれか。

ア：都道府県税である。

イ：市町村税である。

ウ：国税である。

エ：法人住民税の均等割である。

答え・解説 正答：ウ

ア：法人事業税は道府県税だが、特別法人事業税は国税である。

イ：市町村税ではない。

ウ：特別法人事業税は国税として創設された。

エ：均等割ではない。

総合解説：課税・徴収事務を都道府県が法人事業税と併せて行う点と税の帰属を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q122 特別法人事業税・分割 > 特別法人事業税 | 難易度：基礎

問題：特別法人事業税の課税標準として用いるものはどれか。

ア：法人税額そのもの。

イ：法人住民税均等割額。

ウ：売上高全額だけ。

エ：標準税率で計算した基準法人所得割額又は基準法人収入割額。

答え・解説 正答：エ

ア：国税法人税額を直接課税標準としない。

イ：均等割は関係しない。

ウ：事業区分に応じた基準税額を用いる。

エ：特別法人事業税は標準税率による法人事業税の所得割・収入割税額を基礎とする。

総合解説：法人事業税に超過税率がある場合でも基準税額は標準税率で計算する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q123

特別法人事業税・分割 > 特別法人事業税 | 難易度：基礎

問題：基準法人所得割額を課税標準とする外形標準課税法人の特別法人事業税率として正しいものはどれか。

- ア：260%。
- イ：37%。
- ウ：34.5%。
- エ：30%。

答え・解説

正答：ア

ア：外形標準課税法人の基準法人所得割額に対する税率は260%である。
イ：一般法人の率である。
ウ：特別法人の率である。
エ：一定の基準法人収入割額の率である。
総合解説：課税標準が税額であるため100%を超える税率が用いられる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q124

特別法人事業税・分割 > 特別法人事業税 | 難易度：基礎

問題：外形標準課税法人・特別法人以外の一般法人について、基準法人所得割額に対する特別法人事業税率として正しいものはどれか。

- ア：40%。
- イ：37%。
- ウ：34.5%。
- エ：260%。

答え・解説

正答：イ

ア：小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業の基準法人収入割額に対する率である。
イ：一般法人の基準法人所得割額には37%を適用する。
ウ：特別法人の率である。
エ：外形標準課税法人の率である。
総合解説：法人区分ごとの率を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q125

特別法人事業税・分割 > 特別法人事業税 | 難易度：標準

問題：地方税法上の特別法人について、基準法人所得割額に対する特別法人事業税率として正しいものはどれか。

- ア：30%。
- イ：37%。
- ウ：34.5%。
- エ：62.5%。

答え・解説

正答：ウ

ア：一定の収入割法人の率である。
イ：一般法人の率である。
ウ：特別法人の率は34.5%である。
エ：特定ガス供給業の基準法人収入割額に対する率である。
総合解説：法人区分の名称と税率を対応させる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q126

特別法人事業税・分割 > 特別法人事業税 | 難易度：標準

問題：小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業・特定ガス供給業を除く、基準法人収入割額課税法人に対する特別法人事業税率として原則正しいものはどれか。

- ア：34.5%。
- イ：40%。
- ウ：62.5%。
- エ：30%。

答え・解説

正答：エ

ア：特別法人の所得割基準税額に対する率である。
イ：小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業の基準法人収入割額に対する率である。
ウ：特定ガス供給業の率である。
エ：一般的な基準法人収入割額に対する率は30%である。
総合解説：収入割法人でも事業種類により率が異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q127

特別法人事業税・分割 > 特別法人事業税 | 難易度：標準

問題：小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業を行う法人の基準法人収入割額に対する特別法人事業税率として正しいものはどれか。

- ア：40%。
- イ：30%。
- ウ：37%。
- エ：62.5%。

答え・解説

正答：ア

ア：これらの電気供給事業等に係る基準法人収入割額には40%を適用する。
イ：一般収入割法人の率である。
ウ：所得課税一般法人の率である。
エ：特定ガス供給業の率である。
総合解説：令和4年4月1日以後開始事業年度等の現行率を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q128

特別法人事業税・分割 > 特別法人事業税 | 難易度：応用

問題：特定ガス供給業を行う法人の基準法人収入割額に対する特別法人事業税率として正しいものはどれか。

- ア：30%。
- イ：62.5%。
- ウ：40%。
- エ：260%。

答え・解説

正答：イ

ア：一般収入割法人の率である。
イ：特定ガス供給業の基準法人収入割額には62.5%を適用する。
ウ：一定の電気供給業等の率である。
エ：外形標準課税法人の所得割基準税額に対する率である。
総合解説：事業区分別の特別法人事業税率に注意する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q129

特別法人事業税・分割 > 特別法人事業税 | 難易度：標準

問題：外形標準課税法人・特別法人以外の一般法人について、標準税率で計算した基準法人所得割額が1,000,000円である。特別法人事業税額はいくらか。

- ア：300,000円。
- イ：345,000円。
- ウ：370,000円。
- エ：2,600,000円。

答え・解説

正答：ウ

ア：30%計算である。
イ：34.5%計算である。
ウ： $1,000,000円 \times 37\% = 370,000円$ 。
エ：260%計算である。
総合解説：課税標準は所得金額ではなく基準法人所得割額である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q130

特別法人事業税・分割 > 特別法人事業税 | 難易度：応用

問題：特別法人事業税の申告納付について最も適切な説明はどれか。

- ア：国税庁へ法人税とは別に毎月直接納める。
- イ：市町村へ均等割と同時に納める。
- ウ：納税者は申告せず国が自動計算する。
- エ：法人事業税と同じ申告書・期限により都道府県へ申告納付し、都道府県が国へ払い込む。

答え・解説

正答：エ

ア：直接国へ毎月納付する制度ではない。
イ：市町村税ではない。
ウ：申告納付が必要である。
エ：国税だが都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収する。
総合解説：税の帰属と徴収主体を分けて理解する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q131 特別法人事業税・分割 > 分割基準 | 難易度：基礎

問題：法人事業税の分割基準の目的として最も適切なものはどれか。

- ア：複数道府県に事務所等を有する法人の課税標準総額を、事業実態に応じて関係道府県へ配分すること。
- イ：各県が同じ課税標準全額を重複課税すること。
- ウ：法人税額を市町村だけへ配分すること。
- エ：均等割を国税へ振り替えること。

答え・解説 正答：ア

ア：分割基準は複数道府県にまたがる課税標準の配分ルールである。

イ：二重課税を目的としない。

ウ：法人事業税は道府県税である。

エ：均等割とは別である。

総合解説：法人事業税では事業種類により分割基準が異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q132 特別法人事業税・分割 > 分割基準 | 難易度：基礎

問題：建設業、小売業、サービス業など、製造業等の特別区分以外の一般的な非製造業に係る法人事業税の分割基準として正しいものはどれか。

- ア：全額を従業者数だけであん分する。
- イ：課税標準の2分の1を事務所等の数、残り2分の1を従業者数であん分する。
- ウ：全額を固定資産価額だけであん分する。
- エ：全額を売上高だけであん分する。

答え・解説 正答：イ

ア：製造業の基本基準である。

イ：一般的な非製造業は事務所等数と従業者数を各2分の1用いる。

ウ：倉庫業・ガス供給業の基準である。

エ：売上高基準ではない。

総合解説：法人住民税法人税割の従業者数一本とは異なる。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q133

特別法人事業税・分割 > 分割基準 | 難易度：基礎

問題：製造業に係る法人事業税の基本的な分割基準はどれか。

ア：事務所等の数だけ。

イ：有形固定資産価額だけ。

ウ：事業年度終了の日現在の従業者数。

エ：軌道延長だけ。

答え・解説

正答：ウ

ア：非製造業の一部基準である。

イ：倉庫業等と異なる。

ウ：製造業は従業者数を分割基準とする。

エ：鉄道・軌道事業の基準である。

総合解説：一定の大法人の工場従業者数には1.5倍特例がある。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q134

特別法人事業税・分割 > 分割基準 | 難易度：基礎

問題：資本金1億円以上の法人が製造業を営む場合、工場の従業者数について分割基準上の特例として最も適切なものはどれか。

ア：工場従業者を半分にする。

イ：工場従業者を2倍する。

ウ：工場従業者を分割基準から除外する。

エ：工場の従業者数にその2分の1を加算し、実質1.5倍として扱う。

答え・解説

正答：エ

ア：逆である。

イ：2倍ではない。

ウ：除外ではない。

エ：一定の製造業法人では工場従業者数を1.5倍する。

総合解説：工場立地への配分を厚くする特例である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q135

特別法人事業税・分割 > 分割基準 | 難易度：標準

問題：倉庫業・一定のガス供給業に係る法人事業税の分割基準として正しいものはどれか。

ア：有形固定資産の価額。

イ：事務所数だけ。

ウ：従業者数だけ。

エ：売上高だけ。

答え・解説

正答：ア

ア：倉庫業・ガス供給業は固定資産価額を分割基準とする。

イ：一般非製造業の一部基準である。

ウ：製造業の基本基準である。

エ：売上高ではない。

総合解説：事業特性に応じて資産所在地へ配分する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q136

特別法人事業税・分割 > 分割基準 | 難易度：標準

問題：鉄道事業・軌道事業に係る法人事業税の分割基準として正しいものはどれか。

ア：従業者の給与総額。

イ：軌道の延長キロメートル数。

ウ：資本金額。

エ：法人税額。

答え・解説

正答：イ

ア：分割基準ではない。

イ：鉄道・軌道事業は軌道延長を基準とする。

ウ：資本割の基礎と混同している。

エ：法人事業税の分割基準ではない。

総合解説：事業設備の地理的広がりを反映した基準である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q137

特別法人事業税・分割 > 分割基準 | 難易度：標準

問題：非製造業法人の課税標準総額が20,000,000円である。A県の事務所数比率が40%、従業者数比率が60%とする。一般的な分割基準によるA県の分割課税標準はいくらか。

ア：8,000,000円。

イ：12,000,000円。

ウ：10,000,000円。

エ：20,000,000円。

答え・解説

正答：ウ

ア：事務所数部分だけである。

イ：従業者数部分だけを全額に掛けている。

ウ：20,000,000円の2分の1を事務所数40%で配分すると4,000,000円、残り2分の1を従業者数60%で配分すると6,000,000円、合計10,000,000円。

エ：分割していない。

総合解説：二つの基準を各2分の1ずつ計算して合算する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q138

特別法人事業税・分割 > 分割基準 | 難易度：標準

問題：資本金1億円以上の製造業法人で、A県の本社従業者20人、B県の工場従業者40人とする。工場従業者を1.5倍する特例を適用した分割基準上の従業者数合計はいくらか。

ア：60人。

イ：70人。

ウ：90人。

エ：80人。

答え・解説

正答：エ

ア：特例を適用していない。

イ：工場従業者への加算が不足している。

ウ：工場従業者を過大に計算している。

エ：A県20人 + B県40人 $\times$ 1.5 = 20 + 60 = 80人。

総合解説：工場従業者数の2分の1を加算する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q139

特別法人事業税・分割 > 分割基準 | 難易度：応用

問題：複数道府県に事務所等を有する外形標準課税法人について、所得割・付加価値割・資本割の分割として正しいものはどれか。

ア：原則として法人事業税の所定の分割基準を用いて各割の課税標準を道府県ごとにあん分する。

イ：所得割だけ分割し付加価値割・資本割は本店県に全額課税する。

ウ：資本割だけ分割し他は全額二重課税する。

エ：外形標準課税法人には分割制度がない。

答え・解説

正答：ア

ア：外形標準課税の各割も分割法人では分割基準により配分する。

イ：各割とも分割対象となり得る。

ウ：二重課税しない。

エ：分割制度がある。

総合解説：同じ法人でも事業種類に応じた分割基準を確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q140

特別法人事業税・分割 > 分割基準 | 難易度：応用

問題：法人事業税の分割基準を選択する際の基本的な手順として最も適切なものはどれか。

ア：すべての法人に従業者数だけを使う。

イ：法人が実際に営む事業を判定し、非製造業・製造業・倉庫業・ガス供給業・電気供給業・鉄道等の区分に応じた法定基準を適用する。

ウ：本店所在地だけで分割基準を決める。

エ：法人の名称に「製造」が含まれるかで決める。

答え・解説

正答：イ

ア：全業種共通ではない。

イ：法人事業税の分割基準は事業種類ごとに異なる。

ウ：所在地だけでは決まらない。

エ：実態で事業を判定する。

総合解説：複数事業を営む場合は法令上の区分・併用ルールも確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q141 特別法人事業税・分割 > 総合計算・地方税法総則 | 難易度：基礎

問題：法人事業税と特別法人事業税の関係として最も適切なものはどれか。

ア：両方とも市町村税。

イ：両方とも国税庁へ直接申告する国税。

ウ：法人事業税は道府県税、特別法人事業税は国税だが、両者は同じ申告書等で都道府県に申告納付する。

エ：法人事業税が国税で特別法人事業税が市町村税。

答え・解説 正答：ウ

ア：市町村税ではない。

イ：法人事業税は地方税である。

ウ：税の帰属は異なるが申告徴収は一体的に行われる。

エ：関係が逆である。

総合解説：制度主体と徴収窓口を区別する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q142 特別法人事業税・分割 > 総合計算・地方税法総則 | 難易度：応用

問題：外形標準課税法人について、所得割700,000円、付加価値割1,200,000円、資本割500,000円、基準法人所得割額400,000円とする。特別法人事業税率260%を適用した場合、法人事業税と特別法人事業税の合計額はいくらか。

ア：2,400,000円。

イ：3,040,000円。

ウ：4,000,000円。

エ：3,440,000円。

答え・解説 正答：エ

ア：法人事業税だけである。

イ：特別法人事業税の計算が不足している。

ウ：計算が異なる。

エ：法人事業税は $700,000 + 1,200,000 + 500,000 = 2,400,000$ 円。特別法人事業税は $400,000 \times 260\% = 1,040,000$ 円。合計3,440,000円。

総合解説：特別法人事業税の課税標準は基準法人所得割額である。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q143 特別法人事業税・分割 > 総合計算・地方税法総則 | 難易度：標準

問題：法人事業税に条例上の超過税率が適用されている法人の特別法人事業税の基準法人所得割額について最も適切なものはどれか。

- ア：超過税率ではなく標準税率で法人事業税所得割を計算した額を基準とする。
- イ：超過税率で計算した実際の所得割額を必ずそのまま使う。
- ウ：均等割額を基準にする。
- エ：付加価値割額だけを基準にする。

答え・解説 正答：ア

ア：基準法人所得割額・基準法人収入割額は標準税率で計算した税額である。
イ：超過課税分を基準税額へ含めない。
ウ：均等割ではない。
エ：付加価値割は特別法人事業税の課税標準ではない。
総合解説：地方団体の超過課税と国税の基準税額を切り分ける。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q144 特別法人事業税・分割 > 総合計算・地方税法総則 | 難易度：標準

問題：外形標準課税対象法人が当期赤字で所得割額が0円となる場合について最も適切な説明はどれか。

- ア：赤字なら法人事業税全体が必ず0。
- イ：所得割が0でも、付加価値額や資本金等の額があれば付加価値割・資本割が課され得る。
- ウ：赤字法人には資本割だけ免除される。
- エ：付加価値割は所得割額に比例するため必ず0。

答え・解説 正答：イ

ア：赤字でも外形各割が生じ得る。
イ：外形標準課税は所得以外の外形基準にも課税する制度である。
ウ：一律免除ではない。
エ：付加価値割は所得割額比例ではない。
総合解説：外形標準課税の政策的特徴を理解する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q145

特別法人事業税・分割 > 総合計算・地方税法総則 | 難易度：応用

問題：製造業法人の所得割課税標準総額が20,000,000円、A県の分割基準従業者割合が30%、A県で適用する所得割率が7%とする。単純化したA県の所得割額はいくらか。

- ア：140,000円。
- イ：600,000円。
- ウ：420,000円。
- エ：1,400,000円。

答え・解説

正答：ウ

ア：分割後課税標準に誤った率を掛けている。
イ：分割だけで税率計算していない。
ウ：A県分割課税標準は $20,000,000 \times 30\% = 6,000,000$ 円、税額は $6,000,000 \times 7\% = 420,000$ 円。
エ：分割前全額へ7%を掛けている。
総合解説：課税標準分割後に各道府県の税率を適用する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q146

特別法人事業税・分割 > 総合計算・地方税法総則 | 難易度：応用

問題：令和8年4月1日から令和9年3月31日までに開始する事業年度で、100%子法人等への対応により新たに外形標準課税対象となった法人について、基準法人事業税額が9,000,000円、比較法人事業税額が6,000,000円である。法定要件を満たすときの負担変動軽減措置による控除額はいくらか。

- ア：1,000,000円。
- イ：3,000,000円。
- ウ：6,000,000円。
- エ：2,000,000円。

答え・解説

正答：エ

ア：3分の1相当である。
イ：増加額全額である。
ウ：比較法人事業税額そのものである。
エ：増加額 $3,000,000$ 円 $\times$ 3分の2 = $2,000,000$ 円。
総合解説：令和8年度開始事業年度は増加税額の3分の2を控除する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q147 特別法人事業税・分割 > 総合計算・地方税法総則 | 難易度：基礎

問題：地方税法上の法人事業税の税率と自治体条例の関係について最も適切な説明はどれか。
ア：地方税法上の標準税率等を基礎としつつ、一定の範囲で自治体が条例により超過税率を定める場合がある。
イ：全国すべての道府県で実際の税率は必ず一円単位まで同一。
ウ：都道府県は法人事業税率を条例で定められない。
エ：標準税率は国税だけの概念である。

答え・解説 正答：ア

ア：法人事業税には標準税率と自治体の超過税率がある。
イ：自治体差があり得る。
ウ：条例が関係する。
エ：地方税にも標準税率がある。
総合解説：問題では標準税率が特定自治体税率かを確認する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q148 特別法人事業税・分割 > 総合計算・地方税法総則 | 難易度：標準

問題：法人が複数道府県に事務所等を有する場合の法人事業税・特別法人事業税の申告納付について最も適切な説明はどれか。
ア：本店所在県に全額を一本化すれば他県申告は不要。
イ：法人事業税の分割課税標準等に基づき各関係道府県へ所定の申告を行い、特別法人事業税も法人事業税と併せて申告納付する。
ウ：特別法人事業税だけは市町村へ申告する。
エ：各県が課税標準全額を重複課税する。

答え・解説 正答：イ

ア：関係各県への申告が必要である。
イ：複数道府県法人は分割後の課税標準等を各県に申告する。
ウ：特別法人事業税も都道府県が徴収する。
エ：分割制度により重複を避ける。
総合解説：分割・税率・申告先を一体で処理する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q149

特別法人事業税・分割 > 総合計算・地方税法総則 | 難易度：標準

問題：外形標準課税の考え方として最も適切なものはどれか。

ア：赤字法人をすべて非課税にするための制度。

イ：法人税を地方税へ完全に置き換える制度。

ウ：所得だけでなく付加価値や資本規模も課税標準とし、行政サービスとの応益関係や税収安定性を反映する。

エ：個人事業主だけに課す制度。

答え・解説

正答：ウ

ア：赤字でも課税され得る。

イ：法人税を廃止する制度ではない。

ウ：外形標準課税は所得以外の外形基準を取り入れる。

エ：法人事業税の制度である。

総合解説：制度趣旨を計算構造と結び付けて理解する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03

Q150

特別法人事業税・分割 > 総合計算・地方税法総則 | 難易度：応用

問題：税理士試験の事業税総合問題を処理する基本順序として最も適切なものはどれか。

ア：最初に全国一律税率を選び、事業種類や所在地は確認しない。

イ：個人事業税と法人事業税を同じ計算式だけで処理する。

ウ：分割法人でも本店所在地だけを計算する。

エ：納税義務・事業種類を判定し、個人か法人か、所得課税・収入課税・外形標準課税かを確定し、課税標準・分割・税率・特別法人事業税・申告手を順に処理する。

答え・解説

正答：エ

ア：税率だけでは解けない。

イ：個人と法人で制度が異なる。

ウ：複数県では分割が必要である。

エ：事業税は課税主体・事業種類・法人区分で計算構造が大きく異なる。

総合解説：事実認定→課税方式→課税標準→分割→税率・税額→申告の順を固定する。

対象年度：2026 | 基準日：2026-04-03